

2019年度 資格認定のご案内

資格名；発掘員

発掘員とは、発掘調査現場で安全かつ適切に発掘作業ができ、経験の少ない作業員を指導できる者に与えられる資格です。

1. 受講資格

- (1)年齢は18歳以上とし、学歴は問いません。
- (2)埋蔵文化財の発掘調査現場で、3年以上（1年間で100日以上）の発掘作業経験を1年と算定し、累計300日以上）の発掘調査・作業経験を有する者。

2. 資格認定の方法

- (1)講習と書類審査により行います。
 - ①講習の講師は、「埋蔵文化財調査士」の資格所有者から選任し、講習を行います。
 - ②書類審査は、講習修了報告書（講師作成）と事前にいただいた書類を審査して、合否判定をし、発掘員の資格を付与します。
- (2)講習内容は、「技術講習」と「安全講習」を受講することです（2時間程度）。その後、書類審査をした上で資格の付与をします。
- (3)受講会場は、受講者の従事している発掘作業現場または、発掘調査現場の近隣（あるいは協会が設ける会場）とします。

※申込時に希望する会場の場所を記入してください。

※講師や会場の都合により講習場所や時期が希望に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。
- (4)受講の日時と会場は、受験票とともに、郵送でお知らせ致します。

3. 受講の申込と実施期間

受講の申込と実施は、随時受け付け行っています。

受講者の受講希望地や講師、講習会場の都合等により、実施日が遅くなる場合がありますのでご承知おきください。

4. 受講申込方法

書類審査に必要な書類(①～④)と、受験料8,000円の振込領収書(⑤)を添えて、協会事務局宛に郵送してください。

(1)送付内容

以下①～④は、協会ホームページの「受講申込書類(発掘員)」から、プリントアウトして作成してください。

- ① 検定試験申込書 (様式1)
- ② 検定試験受験票 (様式2. 様式3)
- ③ 発掘調査実務経歴書(様式4)
- ④ 受験者経歴書 (様式7)
- ⑤ 振込領収書(コピー可)

(2)受講料の振込先と郵送先

◆受講料の振込先口座

【振込先】 三菱東京UFJ銀行 市ヶ谷支店(店番014)
【口座番号】 普通預金 0079627
【口座名義(受取人)】 公益社団法人 日本文化財保護協会
【フリガナ】 シャニホンブンカザイホゴキョウカイ

◆郵送先

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10-13-301
公益社団法人日本文化財保護協会 事務局 宛
※封筒に「発掘員資格認定試験申込」と記入してください。

5. 資格認定発表

発掘員の資格認定証(合格証)の発送をもって資格認定の通知といたします。

6. 発掘員の登録

発掘員に認定された場合、本人の希望により協会に登録することができます。

- (1) 登録申請書と、登録料2,000円の振込領収書を添付の上、協会宛へご郵送ください。

※登録の有効期限は、5年間となります。

※振込先と郵送先は、4.(2)と同様です。

- (2) 登録された場合、協会ホームページに「発掘員」として氏名を一般に公開することができます。

- (3) 協会主催の技術研修会や講習会などのお知らせをいたします。

【 お問合せ先 】

公益社団法人日本文化財保護協会 事務局

〈所在地〉 〒103-0006

東京都中央区日本橋富沢町 10-13-301

〈TEL〉 03-6206-2190

〈E-Mail〉 info@n-bunkazaihogo.jp

〈URL〉 <http://www.n-bunkazaihogo.jp/>